

(各輸出国の有病率の推定)

AHVLAとしては、UK Health Protection Agency (HPA), National Travel Health Network and Centre (NaTHNaC), OIE-WAHID, WHO-RABNET, Rabies Bulletin Europe以外の情報源は知らない。時間があれば、一か国づつ行うのも手だが、グループ分けが実際的か。

(米軍により輸入される犬のリスク評価)

EUでは米軍の家族が持ち込む動物には一般的の規則が適用される。軍用犬は例外扱いだがリスクは低いと考えられる。もし、日本で米軍家族が持ち込む犬のリスク評価をするのであれば、最悪の事態を想定して行わざるを得ないのではないか。

(不法上陸犬のリスク評価)

英国では港に不法上陸は違法行為であるとの看板を立てており、不法上陸のケースは少ないと思う（少なくともデータはない）。仮に不法に持ち込み、病気などで獣医師にかかるれば、獣医師から報告され、6か月の検疫を余儀なくさせられる。

(コンテナ迷入動物)

安樂死させる以上は問題はないが、逃げたりするケースもあるので、輸出国、輸送期間などの前提を置いてリスク評価をしたらどうか。コンテナ内で長く生きていられるのは猫くらい。犬は死んでしまう。

(ルール非遵守の推定)

非遵守率の推定は難しい。不法輸入も含め、摘発されないケースもあり、推定しようがない。

別添 2-2

英国における犬の個体識別制度

日時：2014年1月16日

場所：Marriott Hotel County Hall

The Pet Chip Company (Trovan の代理店) の Rosemayre Barry さんから聞き取り

1. 英国のイヌの個体識別制度の概要

英国の犬の飼養頭数は、8~9 百万頭と推定。猫も同数と推定。

現在 60~65% の犬にマイクロチップが埋め込まれている。

2016 年 4 月からすべての犬への埋め込みが義務付けられる。同日以降、母親から離乳する前の 6~8 週齢の子犬への埋め込みがブリーダーに義務付けられる。成犬への埋め込みも義務付けられる。当初は、動物愛護団体による助成により無料での埋め込みが検討されているが、獣医師の反対もあり先行き不明。

DEFRA の所管だが、実際の取締りは、地方政府により行われる。dog warden。

埋め込みは獣医師または研修を受けた埋込師(implanter)により行われる。実際には 30% が獣医師。埋め込んだ獣医師等が情報をデータベースに送付。

2. データベース

5 年前まではデータベースは 1 つ (KC 運営の Petlog) だけだったが、現在は 5 つのデータベースがあり、データベース間で協力。たとえば、読み取った番号をあるデータベースに紹介し、そのデータベースに入っていないと該当するデータベースが紹介される仕組み。所有者は犬を紛失したことをデータベースに届け出ると、ベルギーにあるデータベースを通じて紛失地の 30km 以内に存在する獣医診療所などの関係施設に紛失情報が伝達され、注意喚起される。

3. 埋め込みの副作用

副作用は 100 万頭に 1 頭で発生。コーティングに使われた化学物質により腫脹や腫瘍。

欧米製のものは医療用のガラスが使われているが、中国製は普通のガラスが使われており、副作用が発生しやすい。

4. トローバン

英国におけるトローバンのシェアは、犬では 8% だが、魚、動物園動物、種畜では最大のシェア。高品質のマイクロチップの供給、獣医師による高品質の研修をモットーとしている。最近は長さ 8mm のミニチップも販売。

厚生労働科学研究費補助金（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）
分担研究報告書

わが国における狂犬病拡散リスクの評価に関する調査研究

研究分担者 蒔田浩平 酪農学園大学大学院獣医学研究科 獣医疫学准教授
研究協力者 唐仁原景昭 NPO 法人いきいき畜産ちばサポートセンター
黒澤愛子 酪農学園大学獣医学部獣医学科

研究要旨 わが国に狂犬病が侵入した際の感染拡大リスクを評価するに当たり、今年度は過去の狂犬病発生について、また現在の狂犬病に関する情報を収集、整理した。また過去の発生としては東京と大阪が多くあったが、発生規模の点で分析がしやすい大阪の発生情報について地理情報システム（GIS）および@リスクを用いて解析した。

大正3年から昭和8年にかけて、大正3-4年、11-14年、大正15年-昭和4年の3回狂犬病のアウトブレイクがあった。狂犬による咬傷者数は3,805名で、性別が記載されていた81名のうち、男性（52名、64%）の方が女性（29名、35.8%）よりも有意に多かった（ $\chi^2 = 6.0$, df=1, $p = 0.01$ ）。報告された恐水症患者数は調査期間中74名、咬傷者数の1.9%であった。人の潜伏期間および死亡までの有症期間の中央値は3.5日であった。

狂犬病発症動物数は4,708頭で、内訳は犬が96.1%（4,526頭）を占め、他に牛（15頭）、猫（14頭）、馬（2頭）、豚（1頭）の発生があった。犬の斃死までの有症期間、発症から撲殺までの期間、世代間隔の中央値はそれぞれ3.2日、2.7日、25.2日であった。発生は大阪市を中心として起こった（2,350/4,591（市町村記載発生数）、51.2%）。今後は基礎再生産率 R_0 を求め、これらの感染症学的パラメータを来年度実施予定の現在の拡大リスク評価に活かす予定である。

A. 研究目的

わが国は1950年代以降狂犬病の清浄国であるが本病は周辺国に蔓延していることから、狂犬病侵入および拡散リスクを定量的に実施する必要性が指摘されている。また、狂犬病が蔓延していた時代に施行された後60年を経過した狂犬病予防法が、清浄性を確保している現代の日本においても狂犬病対策として適切であるかどうか検証することは、公衆衛生学上有効かつ経済性も考慮されたリスク管理を実施する上で不可欠である。

狂犬病清浄国に適した狂犬病対策の在り

方を考えるに当たり、本研究班では過去の発生でどの対策が有効であったのか、また他の狂犬病清浄国における狂犬病対策を検証し、現在わが国に狂犬病発生国から狂犬病が侵入するリスクおよび侵入した場合の感染拡大リスクについて評価する。また検疫と畜犬登録および飼育犬へのワクチン接種を主体とした現在のわが国の狂犬病対策について、対策に仮想の変化を加えたシミュレーションの実施により、その有効性と、代替対策案について比較検証することを目指す。この中で本研究分担者は、過去のアウトブレイクの疫学的解析と、現在わが国

に狂犬病が侵入した場合の感染拡大リスクの評価、さらに経済分析により、公衆衛生と経済性を考慮したわが国の狂犬病対策の在り方を提言することを目的とする。

研究開始年度の本年度は、まず過去の狂犬病発生と狂犬病対策に関する情報を収集し、過去の狂犬病アウトブレイクの感染症学的解析を行うことに主眼を置いた。また、来年度に実施する現在の狂犬病発生拡大リスク評価のための情報収集と準備を目的とした。

B. 研究方法

1. 過去の狂犬病発生情報と対策の変遷について

全国の犬の狂犬病発生数は、警視庁衛生部「東京府下狂犬病流行誌」を参考にした。

本研究で分析を行った大正 3 年から昭和 8 年までの大阪府での発生数については、まず人の狂犬による咬傷および恐水症の発生は大正 3-12 年および昭和 7 年の新聞記事および大正 13 年-昭和 3 年の警視庁衛生部「東京府下狂犬病流行誌」から収集した。恐水症については咬傷日、恐水症発症日、死亡日は新聞（大阪時事新報、大阪朝日新聞）に掲載されていた情報から感染症学的パラメータの推定を行った。動物の発生については、府県の告示をもとに、重複はないように注意しながら補足的に新聞の情報も活用してデータベースを作成、分析した。

わが国の狂犬病対策の変遷については、唐仁原景昭「わが国における犬の狂犬病の流行と防疫の歴史」（日本獣医史学雑誌 39 号 p.14-30; 2002 年）より調査した。

昭和 25 年以降の犬における狂犬病発生時の対応および犬の移動に関する法規は公布されているものを調査した。

野犬掃討数については、明治 36 年-昭和 12 年は「東京府下狂犬病流行誌」から、昭和 27 年-平成 23 年の全国抑留犬数については厚生労働省ホームページより収集した。

2. 狂犬病に関する現状分析

犬の全国推定飼育頭数は国勢調査、登録件数は厚生労働省ホームページより収集し、推定登録割合を算出した。飼育方法、予防注射接種率はペットフード協会のインターネット調査結果を参考にした。

処分された野犬頭数は環境省ホームページより収集し、所有者不明引き取り犬数と負傷犬収容数の合計とした。

猫の全国推定飼育頭数は国勢調査結果から収集した。猫の飼育方法については、ペットフード協会の調査結果から収集した。

C. 結果

1. 過去の狂犬病発生情報について

図 1 に明治 30 年から犬での最終発生であった昭和 31 年（1956 年）にかけての発生数と関連法令の推移を示す。なお人における国内感染最終症例は昭和 29 年（1954 年）であった。表 1 に狂犬病対策法規の変遷の内容を示す。また表 2 に発生時の対応および犬の移動に関する法規を示す。

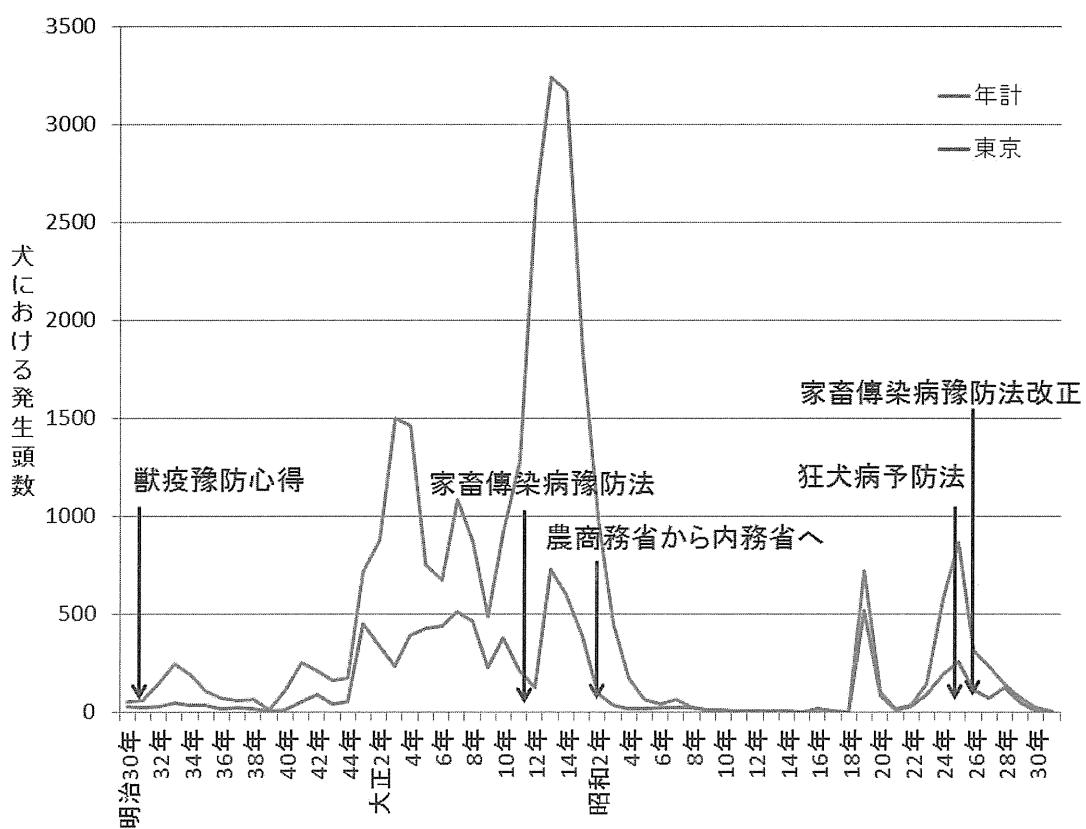


図 1. 犬の狂犬病発生数と関連法令の推移

表 1. 狂犬病に関する法規の変遷

| 西暦（和暦） | 法規 | 内容 |
|------------------|------------------------------------|--|
| 717年 (養老元年) | 養老律令 | 狂犬の殺処分に関する規定（現行法に類似） |
| 1692年 (元禄5年) | 生類憐みの令 | 狂犬の繫留義務 |
| 1873年 (明治6年) | 東京府畜犬規則 第49号達 | 首輪の装着（住所、氏名装着）と不装着犬の殺処分。家畜を殺傷した際、飼主は補償金支払義務。人の殺傷犬は撲殺、飼主は賠償金支払義務。猛犬の繫留義務。 |
| 1881年 (明治14年) | 畜犬取締規則（改正） 警視庁令申第27号 (地方警察令) | 伝染病感染の徵候を示す犬や狂猛犬の繫留義務と警察署への届出。行方不明犬捜索願の警察署への届出。無標犬捕獲後1週間が過ぎた場合の負担金の支払義務。 |
| 1892年 (明治25年) | 獣疫豫防法 法律第60号 | 全国を対象とした対策に変化 狂犬病を法定伝染病に指定。病性鑑定のための |

| | | |
|-------------------|----------------------------|--|
| | | 殺処分犬への手当金の付与。 |
| 1897年 (明治 30年) | 獣疫豫防心得告示 農商務省告示第 4 号 | 狂犬病発病犬の撲殺。潜伏期間の間犬は厳重に鎖錠。 |
| 1922年 (大正 11年) | 家畜傳染病豫防法 法律第 29 号 | 徘徊犬の取締り（警察官は飼主不明になり 3 日間の猶予後の犬を処分可能） |
| 1927年 (昭和 2年) | 所管が農商務省から内務省へ移管 | |
| 1950年 (昭和 25年) | 狂犬病予防法 法律第 247 号 | GHQ による対策 |
| 1951年 (昭和 26年) | 家畜伝染病予防法 (改正) 法律第 166 号 | 対象動物から犬を除外。牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚のみが対象。 |
| 1998年 (平成 10年) | 狂犬病予防法 (改正) 法律 115 号 | 狂犬病発生時の措置及び輸出入の対象に猫、アライグマ、スカンク、キツネが追加。 平成 11 年 4 月 1 日から国内発生時の届出の施行、平成 12 年 1 月 1 日から輸出入検疫制度の施行 |

表 2. 狂犬病発生時の対応および犬の移動に関する法規

| | 法規名 | 内容 |
|-------------------|---|---|
| 1950年 (昭和 25年) | 狂犬病予防の施行について | 狂犬病発生時に、保健所長が知事より委任され届出・交通の遮断・制限を行う。 |
| 1952年 (昭和 27年) | 狂犬病予防事務について | 咬む動機等から安全性が明らかな場合以外は届出を行わなければならない。 各都道府県外への犬の移動時には予防接種の証明が必要。 |
| 1952年 (昭和 27年) | 狂犬病予防特別対策実施について | 上記証明書は接種 14 日～1 年以内のものでなければならない。第八項より、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡で犬の移動を禁止。 |
| 1995年 (平成 7年) | 狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令 | 都道府県外への犬の移動に当たり、所在地変更の届出を行う。 |

明治 25 年（1892 年）に全国を対象とした獣疫豫防法が施行された後、明治 30 年（1897 年）公布の獸医豫防心得では発症犬の撲殺義務および発症犬に咬まれたことが分かっている犬については潜伏期間の間厳重に鎖錋することが義務付けられた。

大正期に入ると狂犬病が大発生し、大正 11 年（1922 年）には家畜傳染病豫防法で徘徊犬の取り締まりが始まったが発生終息には至らず、急速に発生数が減じていた昭和 2 年（1927 年）に狂犬病対策が実務上人の保健と同じ内務省に移管された後さらに減少し、昭和 15 年（1940 年）には東京での発生一頭のみにまで減少した。しかし第二次世界大戦中に東京を中心として、さらに戦後の混乱の中、関東地方でアウトブレイクが起きた。昭和 25 年（1950 年）に狂犬病予防法が制定、予防接種が義務化され、翌年には家畜伝染病予防法の改正により対象動物から犬が除外されている。1954 年に犬の狂犬病最終発生が見られ、清浄化に至った。

大正 3 年から昭和 8 年にかけて、大正 3・4 年、11・14 年、大正 15 年・昭和 4 年の 3 回狂犬病のアウトブレイクがあった。狂犬による咬傷者数は 3,805 名で、性別が記載されていた 81 名のうち、男性（52 名、64%）の方が女性（29 名、35.8%）よりも有意に多かった ($\chi^2 = 6.0$, $df=1$, $p = 0.01$)。報告された恐水症患者数は調査期間中 74 名で、咬傷者数の 1.9% であった。これら人の発生は大正 3 年、4 年、7 年、9 年および 12 年に新聞で（うち大正 3 年の 13 名、4 年の 1 名、7 年の 1 名、12 年の 1 名について所属市町村が記載）、大正 13 年から昭和 3 年にかけて狂犬病流行誌に報告されている

（図 2、図 3）。人の潜伏期間および死亡までの有症期間の中央値は 3.5 日であった。

狂犬病発症動物数は 4,708 頭で、内訳は犬が 96.1%（4,526 頭）を占め、他に牛（15 頭）、猫（14 頭）、馬（2 頭）、豚（1 頭）の発生があった（図 4）。図 5 に犬の狂犬病発生数が最も多かった大正 12 年の発生分布図を示す。犬の斃死までの有症期間、発症から撲殺までの期間、世代間隔の中央値はそれぞれ 3.2 日、2.7 日、25.2 日であった。発生は大阪市を中心として起こった（2,350/4,591（市町村記載発生数）、51.2%）。

人と犬の発生数を見比べると、犬での発生の始まった大正 3 年には恐水症患者数も 13 名と多く、その後一時減少するが、大正 12 年から昭和 3 年にかけての犬での狂犬病発生数増加に合せて恐水症患者数も増えていた。

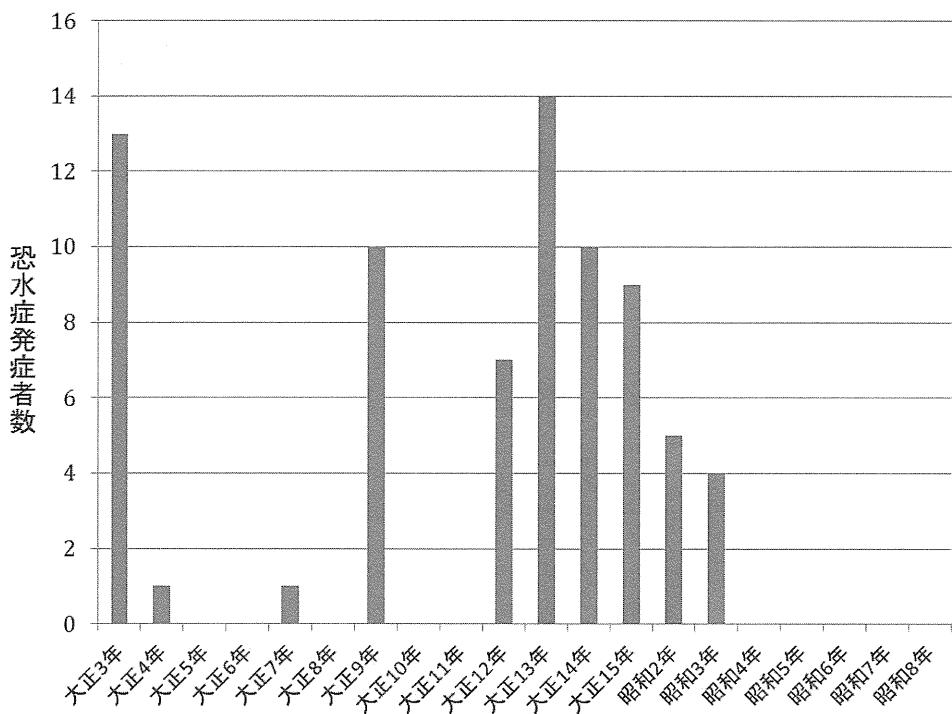


図2. 大阪府における大正3年から昭和8年にかけての恐水症発症者数の推移

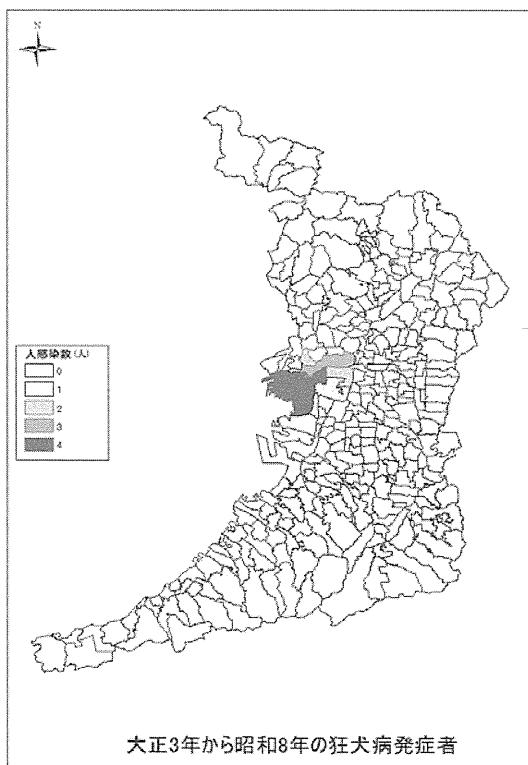


図3. 大阪府における所属市町村が判明した恐水症患者16名の分布（大正3年－12年）

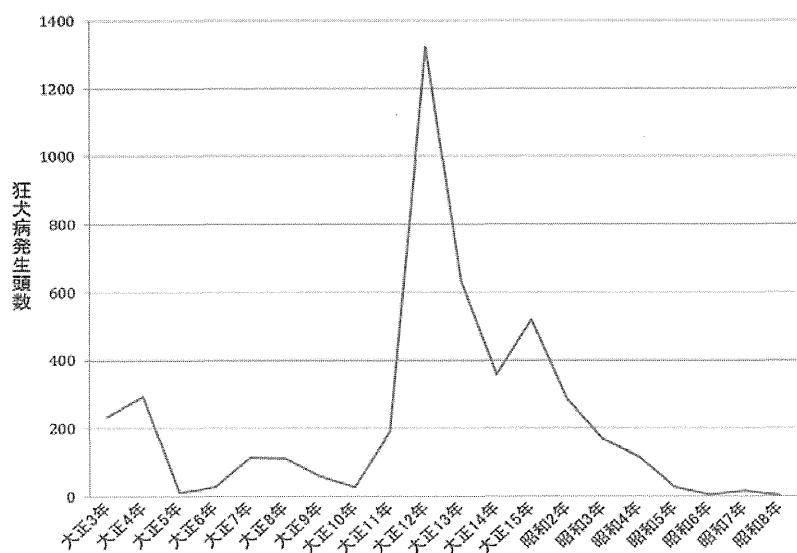


図4. 大阪府における大正3年から昭和8年にかけての犬の狂犬病発生数の推移

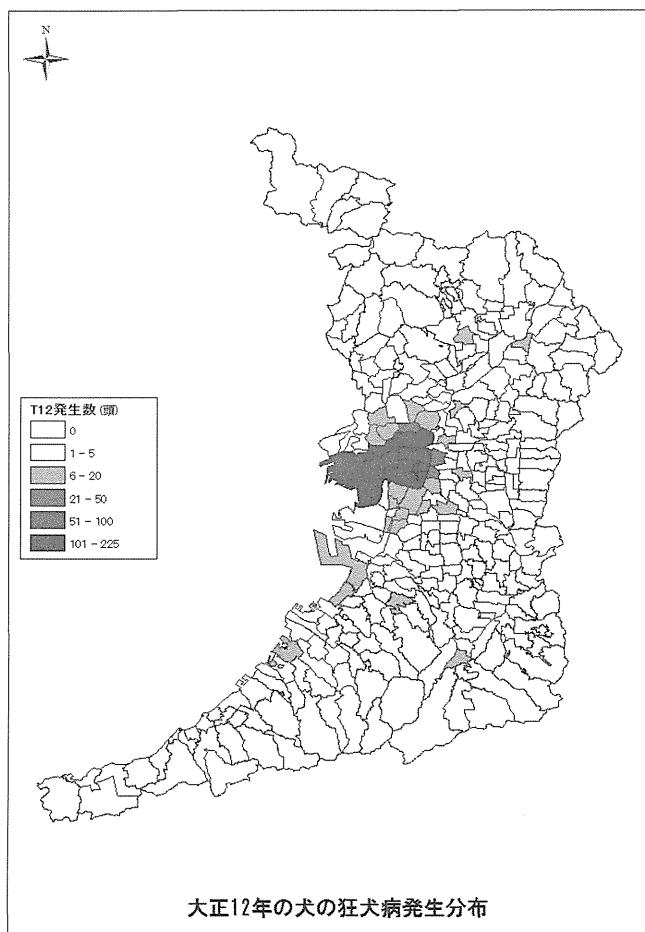


図5. 大阪府における大正12年の犬の狂犬病発生分布。茶色の地域は大阪市内。

東京における野犬掃討数は、狂犬病発生が急速に増加した大正 12 年に激増し、第二次世界大戦開戦直前の昭和 12 年まで高く保持された（図 6）。

終戦後の狂犬病大発生中に狂犬病予防法が制定された後、昭和 30—40 年にかけて野犬抑留数は一時減少するが、再び増加した後、昭和 48 年からは野犬頭数の減少と共に直線的に抑留数は減少している（図 7）。

全国の狂犬病発生記録は協力研究者の唐仁原先生が収集、質的分析を行ってきており、残すところ中部地方の数件であるため、現在も本事業により記録を収集中であるが、これについては今年度報告することが出来ない。

2. 狂犬病に関する現状分析

平成 23 年現在、厚生労働省が報告する登録犬数は 685 万頭、うち予防接種を受けた犬の数は 498 万頭であり、予防接種率は 73% となる。しかしながら、国勢調査で見てみると、全国推定飼育犬数は 1153 万頭であるため、実際の予防接種率は 43.2%（498 万頭/1153 万頭）となる。都道府県別のワクチン接種率は東北地方で高く、中国地方および九州北部で低い（図 8）。

来年度、現在狂犬病が侵入した場合の拡散リスクを評価する予定であるが、全国を対象とするのは困難である。このため、4 都道府県ほどを抽出して実施する予定である。抽出するに当たり、狂犬病侵入および拡散に関して地理的・生態学的また社会学的状況からわが国を代表する選択方法を検討している。判断材料としては、対人口飼育犬数、収入・雇用率などの社会学的因素、侵入リスク、都市・森林などの生態学的因素を検討している。

子を検討している。

感染症学的モデリングについて、平成 26 年度から世界で最も狂犬病感染症モデリングが先進的であるスコットランドのグラスゴー大学 Sarah Cleveland 教授を共同研究することになった。

D. 考察

過去の狂犬病について、発生数と対策の推移、感染症学的パラメータの一部が明らかとなった。狂犬病予防法が施行され、劇的に疾病が制圧されたのは東京を中心とした関東地域であり、当時の対策の有効性検証には、関東地方の研究をしなければならないであろう。来年度は 4 月より大学院生がフルタイムで本研究に取り組むため、多数の具体的結果が出てくることが予想されている。

E. 結論

過去の狂犬病発生様式および対策の変遷が明らかとなってきた。来年度は現在狂犬病が侵入した場合の大まかな拡散リスクが明らかになると思われる。

F. 健康危機情報

なし

G. 研究発表

黒澤愛子・唐仁原景昭・蒔田浩平. 大正及び昭和初期の大坂府における狂犬病発生の疫学解析. 2014 年 4 月 5 日開催の獣医学会学術集会にて発表予定。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

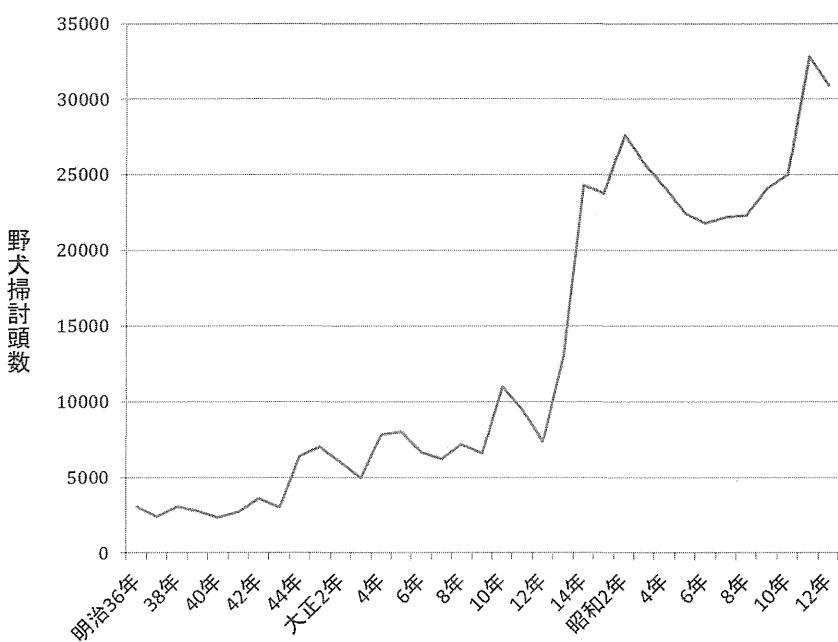


図6. 東京府下における野犬掃討頭数の推移（明治36年—昭和12年）

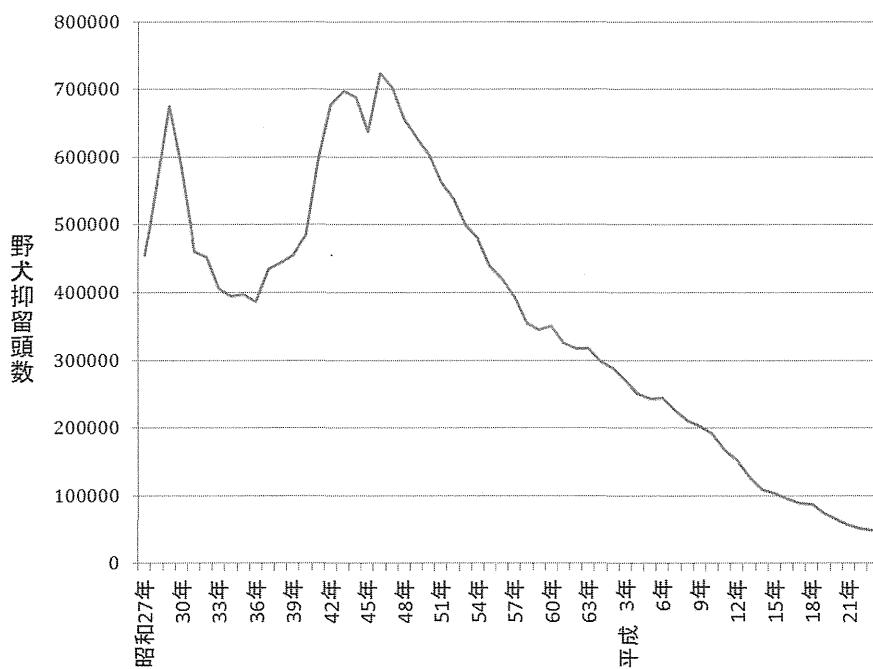


図7. 全国の野犬抑留頭数の推移（昭和27年—平成21年）

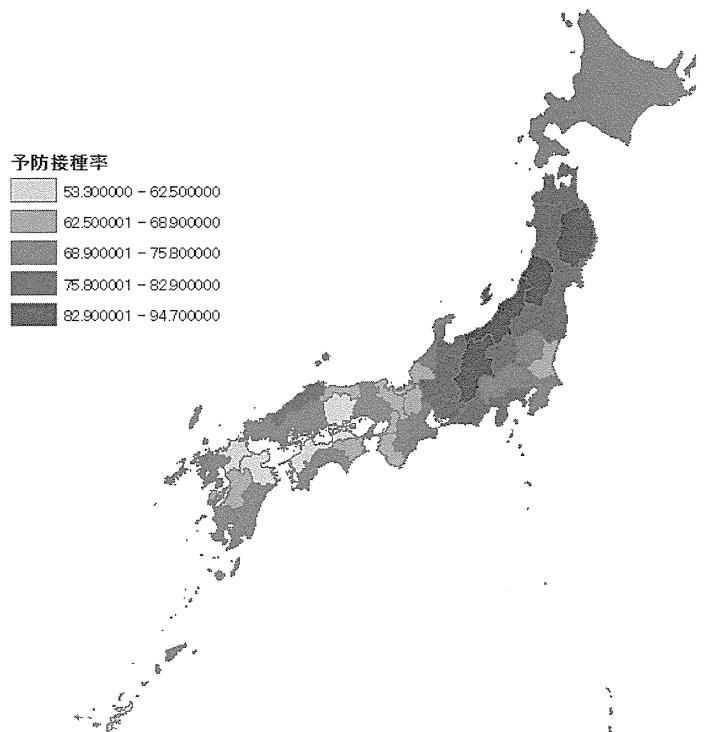


図 8. 都道府県別予防接種率。色の濃さは接種率の高さを示す。

厚生労働科学研究費補助金(新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)
分担研究報告書

日本の近隣諸国における狂犬病の流行状況と対策に関する調査

研究分担者: 杉山 誠 岐阜大学応用生物科学部・教授

研究協力者: 伊藤直人 岐阜大学応用生物科学部・准教授

研究協力者: 岡田和真 岐阜大学応用生物科学部

研究要旨: 日本の近隣諸国における狂犬病の流行状況を把握する目的で、台湾および韓国における狂犬病の流行状況についての情報を収集した。また、日本と同様に狂犬病の清浄地域として知られるオーストラリアにおける狂犬病対策について、資料に基づき調査を行った。これらの情報は、将来における日本の狂犬病対策を考えていく上で重要な基礎資料となる。

A. 研究目的

狂犬病は、重篤な神経症状と高い致死率(約 100%)を特徴とするウイルス性人獣共通感染症である。本病は、全世界に広く分布し、アジアやアフリカの発展途上国を中心に毎年 5.5 万人以上の犠牲者をもたらしていると推定される。

日本は、1957 年の発生を最後に、狂犬病の撲滅に成功し、世界でも数少ない本病の清浄地域になっている。一方、2013 年 7 月、日本と同様に清浄地域として知られていた台湾のイタチアナグマにおいて狂犬病の再流行が確認された。また、1985 年に狂犬病の清浄化に成功した韓国においても、1993 年以降、狂犬病が再流行している。このような近隣諸国における狂犬病の再流行の状況を把握することは、日本への本病の侵入リスクを評価する上で、さらには、日本において本病が再流行した場合の対策を考える上で重要である。

オーストラリアは、日本と同様に狂犬病清浄

地域として知られている。一方、オーストラリアの狂犬病の防疫対策は、日本と大きく異なっていると言われている。具体的には、日本では狂犬病予防法に基づき飼育犬の予防接種が義務づけられているのに対し、オーストラリアではそのような措置は取られていない。他の狂犬病清浄地域の狂犬病対策を具体的に知ることは、将来の日本における本対策のあり方を検討する上で重要な基礎情報になると考えられる。

本年度は、台湾および韓国における狂犬病の流行状況を把握すること、ならびにオーストラリアにおける具体的な狂犬病対策を理解することを目的として調査研究を実施した。

B. 研究方法

1) 台湾における狂犬病の再流行の状況に関する調査

第 13 回人と動物の共通感染症研究会、ならびに第 61 回日本ウイルス学会学術集会に参加

し、台湾での狂犬病の再流行に関する情報を収集した。具体的には、国立感染症研究所・獣医学部の井上智博士の講演に参加することで情報収集を行った。

2) 韓国における狂犬病の流行状況に関する調査

韓国の動植物検疫局の Dong Kun Yang 博士より 1970~2013 年における人および動物における狂犬病の発生状況に関する情報を入手した。

3) オーストラリアにおける狂犬病対策に関する調査

オーストラリア政府・各自治体によって共同運営される非営利団体「Animal Health Australia」のホームページから、同国の狂犬病対策を記載した資料「AUSVETPRAN Rabies」をダウンロードし、その内容を確認した。

(倫理面からの配慮について)

該当なし

C. 研究結果

1) 台湾における狂犬病の再流行の状況に関する調査

台湾では、1961 年以降、狂犬病の清浄地域となっていた。しかし、2013 年 7 月、前年に採取された野生のイタチアナグマの死体から狂犬病ウイルスの遺伝子が検出され、台湾における狂犬病の再流行が確認された。その後の本格的な調査の結果、2013 年 12 月の時点で、イタチアナグマ 256 頭、ジャコウネズミ 1 匹、犬 1 頭において狂犬病が確認された。ウイルス遺伝子の解析

の結果、台湾では、3 系統のウイルスが流行しており、その系統は地域によって異なることが明らかとなった。また、これらのウイルスは、中国における流行株と遺伝的に比較的近縁であることが判明した。

2) 韓国における狂犬病の流行状況に関する調査

韓国では、1985~1992 年の清浄期間を経て、1993 年に狂犬病の再流行が確認されている(資料 1 参照)。1930~1938 年の狂犬病の流行では、犬が病原巣になっていたのに対し、1993 年以降の流行ではタヌキと犬における流行が主体となっている。これらの動物から感染したと考えられるウシの症例も数多く報告されている。また、1993~2004 年の期間において、計 8 名の犠牲者も確認されている。2002 年(動物の狂犬病の発生数: 78 例)をピークとして、狂犬病の発生数は著しく減少している。2012 年における動物における発生は 7 例にとどまっている。

3) オーストラリアにおける狂犬病対策に関する調査

「AUSVETPLAN rabies」(資料 2 参照)の第 1 章には、狂犬病に関する様々な基本的な情報が掲載されており、狂犬病が侵入した場合にその制圧に従事する関係者が知っておくべき基本事項が整理された形で記載されている。例えば、様々な動物における狂犬病の症状の特徴、基本的な病態形成機序、診断法・診断体制の概略、ウイルスの不活化法などの情報が記されている。

第 1 章の情報によると、1867 年にタスマニア

島において狂犬病の発生と考えられる事例が報告されている。これ以外に、オーストラリアにおける狂犬病の流行は確認されていない。一方、1987年および1990年では、それぞれ1例ずつの輸入症例(患者はいずれも子供)が報告されている。

オーストラリアでは、Nobivac Rabies (Intervet社)が唯一の認可された動物用狂犬病ワクチンとなっている。本ワクチンは、国外に輸出する動物を予防接種する目的で使用されており、それ以外の目的では認可されていない。したがって、オーストラリアで狂犬病が発生した場合には、上記の目的以外の使用に関して認可を受ける必要がある。

第2章では、狂犬病が発生した場合の制圧法・撲滅法の基本原理が記載されている。特に、ワクチン接種による制圧の重要性が強調されている。野生動物に狂犬病が発生した場合に、経口生ワクチンを使用する可能性について言及しているものの、実際の使用については安全性の担保など、多くの課題がある。

第3章では、オーストラリアで狂犬病が発生した場合の、より具体的な対応について記載されている。作業者の安全確保に必要な基礎的情報の他、感染拡大を防ぐための制限区域(Infected premises, Restricted area, Transmission area, Control area)の設定の意義が記載されている。また、感染源動物の特定のための基本的な考え方についても記されている。

第4章では、設定された制限区域における動物の移動制限および検疫について詳しく記載されている。基本的に被疑動物の移動は禁止され

ている。一方、それ以外の動物に関しては、条件が満たされれば、特別な許可によって、移動が認められる。

なお、オーストラリアにおける狂犬病対策をより詳細に調査する目的で、2014年2月に岐阜大学・伊藤直人准教授らがビクトリア州政府の環境・一次産業部門およびCISROオーストラリア動物衛生研究所を訪問する予定となっている。日本の狂犬病対策の現状を説明した上で(資料3参照)、オーストラリアにおける同対策の現状について調査・討議を行う予定である。

D. 考察

最近、台湾のイタチアナグマで流行している狂犬病ウイルスは、その遺伝子解析の結果より、他の国から新たに侵入したというよりも、以前から台湾で流行していた可能性が高いと考えられる。このことは、日本の野生動物に狂犬病の発生がないことを確認する必要性を強調するものである。また、日常的に野生動物における人獣共通病原体の発生・流行状況を監視するシステムの構築が望まれる。

韓国では、狂犬病の流行が収束傾向にあり、もう少しで本病を撲滅できるという段階にきている。同国ではタヌキにおけるウイルス感染環を遮断する目的で経口生ワクチンを使用している。同国の狂犬病対策を詳細に調査すれば、日本の野生動物に狂犬病が発生した場合に必要な対応を考える上で重要な情報が得られると考えられる。

「AUSVETPLAN rabies」には、オーストラリアで狂犬病が発生した場合の具体的な対策が記載されていた。その骨格は、我国の狂犬病対応

ガイドラインと基本的に同じと考えてよい。一方、
現在の輸入動物検疫システムについての記載
はほとんどないことから、現地での訪問調査に
よってその詳細を明らかにしていきたい。

該当なし

3. その他

該当なし

E. 結論

台湾および韓国における狂犬病の流行状況、
ならびにオーストラリアにおける狂犬病対策につ
いての情報を入手した。これらの情報は、将来
の日本の狂犬病対策を考える上で重要な基礎
情報となることが期待できる。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1.論文発表

Yamaoka S, Ito N, Ohka S, Kaneda S,
Nakamura H, Agari T, Masatani T,
Nakagawa K, Okada K, Okadera K, Mitake
H, Fujii T, Sugiyama M. Involvement of the
rabies virus phosphoprotein gene in
neuroinvasiveness. J. Virol. 2013.
87:12327–12338.

2.学会発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

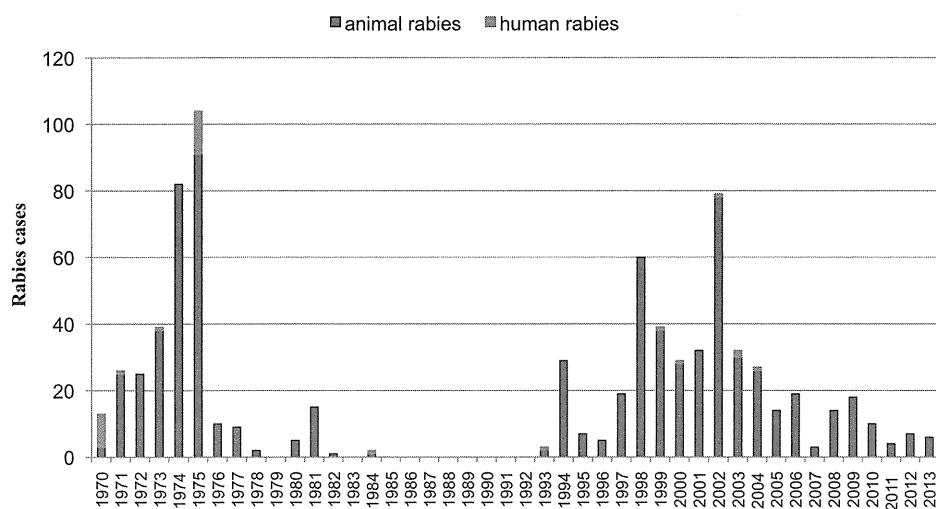
1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

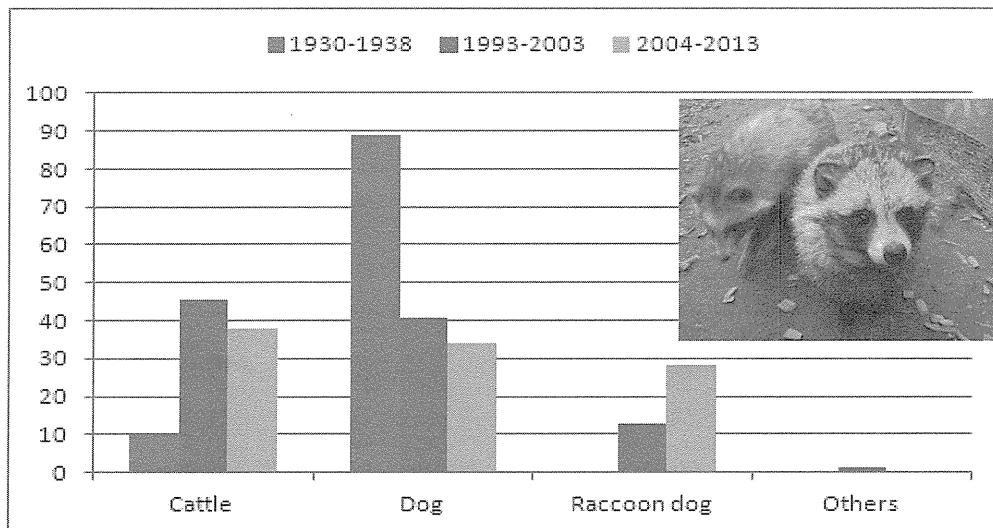
資料1

Number of reported human and animal rabies cases in Korea between 1970 and 2013



No rabies cases have been reported in human since 2004.

Incidence rate of rabies according to animal species



Rabies cases have been diminished in dog.
But, since rabies was first confirmed in a Korean raccoon dog in 1994,
the cases have been increase.

AUSTRALIAN VETERINARY EMERGENCY PLAN

AUSVETPLAN

Disease Strategy

Rabies

Version 3.0, 2011

AUSVETPLAN is a series of technical response plans that describe the proposed Australian approach to an emergency animal disease incident. The documents provide guidance based on sound analysis, linking policy, strategies, implementation, coordination and emergency-management plans.

Primary Industries Ministerial Council

This disease strategy forms part of:

AUSVETPLAN Edition 3

This strategy will be reviewed regularly. Suggestions and recommendations for amendments should be forwarded to:

AUSVETPLAN — Animal Health Australia
Manager, Veterinary Services
Suite 15, 26–28 Napier Close
Deakin ACT 2600
Tel: 02 6232 5522; Fax: 02 6232 5511
email: admin@animalhealthaustralia.com.au

Approved citation: Animal Health Australia (2011). Disease strategy: Rabies (Version 3.0). Australian Veterinary Emergency Plan (AUSVETPLAN), Edition 3, Primary Industries Ministerial Council, Canberra, ACT.

Publication record:

Edition 1: 1991

Edition 2:

Version 2.0, 1996 (major update)

Edition 3:

Version 3.0, 2011 (major update and inclusion of movement controls matrices)

AUSVETPLAN is available on the internet at:

www.animalhealthaustralia.com.au

© Commonwealth of Australia and each of its states and territories, 2011

ISBN 0 642 24506 1 (printed version)

ISBN 1 876 71438 7 (electronic version)

This work is copyright and, apart from any use as permitted under the *Copyright Act 1968*, no part may be reproduced without written permission from the publishers, the Australian Government Department of Agriculture, Fisheries and Forestry and Animal Health Australia, acting on behalf of the Primary Industries Ministerial Council. Requests and inquiries concerning reproduction and rights should be addressed to AUSVETPLAN — Animal Health Australia (see above).

The publishers give no warranty that the information contained in AUSVETPLAN is correct or complete and shall not be liable for any loss howsoever caused, whether due to negligence or other circumstances, arising from use of or reliance on this code.

DISEASE WATCH HOTLINE

1800 675 888

The Disease Watch Hotline is a toll-free telephone number that connects callers to the relevant state or territory officer to report concerns about any potential emergency disease situation. Anyone suspecting an emergency disease outbreak should use this number to get immediate advice and assistance.

Preface

This disease strategy for the management of a rabies outbreak in Australia is an integral part of the **Australian Veterinary Emergency Plan**, or **AUSVETPLAN (Edition 3)**. AUSVETPLAN structures and functions are described in the **AUSVETPLAN Summary Document**. This rabies strategy provides information about the disease (Section 1), the relevant risk factors and their treatment, and the options for the management of a disease outbreak depending on the circumstances (Section 2), and the policy that will be adopted in the case of an outbreak (Sections 3 and 4). The key features of rabies are described in Appendix 1.

This manual has been produced in accordance with the procedures described in the **AUSVETPLAN Summary Document** and in consultation with Australian national, state and territory governments and industry.

Rabies is included on the World Organisation for Animal Health (OIE) list of notifiable diseases as a multiple species disease. This obliges OIE member countries that had been free from the disease to notify the OIE within 24 hours of confirming the presence of rabies. OIE-listed diseases are diseases with the potential for international spread, significant mortality or morbidity within the susceptible species, and/or potential for zoonotic spread to humans.¹

The strategies in this document for the diagnosis and management of an outbreak of rabies are based on the recommendations in the *OIE Terrestrial Animal Health Code*² and the *OIE Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals*.³

In Australia, rabies is included as a Category 1 emergency animal disease in the *Government and Livestock Industry Cost Sharing Deed In Respect of Emergency Animal Disease Responses* (EAD Response Agreement).⁴

In this manual, text placed in square brackets [xxx] indicates that that aspect of the manual remains contentious or is under development; such text is not part of the official manual. The issues will be worked on by experts and relevant text included at a future date.

Detailed instructions for the field implementation of AUSVETPLAN are contained in the disease strategies, operational procedures manuals, management manuals and wild animal manual. Industry-specific information is given in the relevant enterprise manuals. The full list of AUSVETPLAN manuals that may need to be accessed in an emergency is shown below.

¹ These criteria are described in more detail in Chapter 1.2 of the *OIE Terrestrial Animal Health Code* (www.oie.int/index.php?id=169&L=0&htmfile=chapitre_1.1.2.htm)

² www.oie.int/index.php?id=169&L=0&htmfile=chapitre_1.8.10.htm

³ www.oie.int/fileadmin/Home/eng/Health_standards/tahm/2.01.13_RABIES.pdf

⁴ Information about the EAD Response Agreement can be found at
www.animalhealthaustralia.com.au/programs/eadp/eadra.cfm